

教育行事等の後援・協賛等の取り扱いについて

八百津町教育委員会（以下「委員会」という。）が、教育、文化、芸術行事などについて、後援、協賛、推薦しようとするときは、次により取り扱うものとする。

（事業の目的）

1 行事等の目的が、次のいずれか1つに該当するものであること

- (1) 児童、生徒の教育又は福祉及び保健衛生に関するもの
- (2) 教職員その他教育関係者の研修に関するもの
- (3) 社会教育に関するもの
- (4) その他教育行事として適当と認めるもの

（事業の内容）

2 行事等の内容が次の条件を満たすこと

- (1) 教育的に有意義なものであること
- (2) 営利を目的としないこと
- (3) 特定の政党又は宗教、宗派を支持、支援するものでないこと
- (4) 特定の思想、主義主張を浸透させる目的を有しないこと
- (5) 規模が原則として小学校区単位以上であること
- (6) 対象者に対して過重な負担を負わせないものであること
- (7) その他教育行政の運営に支障をきたさないものであること

（事業の主催、協賛及び推薦の範囲）

3 主催等の範囲は次のいずれかに該当するものであること

- (1) 国、地方公共団体又はその連合体
- (2) 学校教育団体
- (3) 社会教育団体
- (4) その他委員会が適当と認める個人又は団体

（許可の申請）

4 後援、協賛、推薦等を受けようとする者は、その行事等を開催する前、また、パンフレット等に掲載する場合は配布前の教育委員会会議前迄に、次に掲げる事項を記載した申請書を委員会に提出し、許可を受けなければならない。

但し、緊急を要する場合は別途検討する。

- (1) 申請者（代表者）の住所、団体名、代表者名
- (2) 事業名
- (3) 期日
- (4) 会場
- (5) 事業内容
- (6) その他参考となる資料を添付

平成22年6月21日